

品川区ストーカー行為等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成要綱

制定 令和8年3月31日 区長決定 要綱第85号

(目的)

第1条 ストーカー行為、配偶者等からの暴力または虐待（以下「ストーカー行為等」という。）の加害者が、民間団体（以下、「更生プログラム実施団体」という。）が実施する更生プログラムを利用した場合における経費の全部または一部を助成することにより、加害者の更生を促し、もって被害者の心身の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定する行為その他これに準じる行為として区長が認めるものをいう。
- (2) 配偶者等からの暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する行為その他親密な関係にある者から行われるこれに準じる行為として区長が認めるものをいう。
- (3) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項および障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項に規定する行為をいう。
- (4) 更生プログラム 民間団体が実施する、ストーカー行為等の加害者の更生を目的とする治療やカウンセリング等のプログラムをいう。

(助成対象者)

第3条 本事業における助成対象者は、品川区の住民基本台帳に登録されたストーカー行為等の被害者が、ストーカー行為等を所管する行政機関に相談し、受理された事案の加害者とする。

- 2 前項のほか、ストーカー行為等の加害者および被害者が夫婦等の密接な関係にあり、ともに校正プログラムを受講することが、加害者の更生および被害者の安全の確保に必要であると区長が認める場合は、当該被害者を助成対象者とすることができる。

(助成対象経費)

第4条 本事業における助成対象経費は、10回を上限として、前条に規定する助成対象者が参加する更生プログラムの受講に要する経費および事前相談に要する経費（以下「プログラム受講費」という。）とする。

(助成額)

第5条 本事業における助成額は、1人あたり1回につき12,000円を上限とした実費とし、予算の範囲内において交付する。

2 この要綱に基づく助成を受けようとする者が、他の同様の助成金等の交付を受けている場合は、当該助成金等の交付額を控除した額を助成額とする。

(助成の要件)

第6条 本事業における助成を受けようとする加害者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。

(1) 被害者が事前にストーカー行為等を所管する行政機関に相談し、当該行政機関において受理されていること。

(2) ストーカー行為等の被害者の心身の安全を確保するにあたり、加害者が更生プログラムを受講することが必要と認められること。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相談しているストーカー行為等を所管する行政機関に対し、受講の必要性、適切な更正プログラムの内容等について意見を聞いたうえで、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者から申請書を受け取ったストーカー行為等を所管する行政機関の長は、申請内容に対して意見を付して速やかに区長へ提出するものとする。

(交付決定)

第8条 申請を受けた区長は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金決定（不交付）通知書（第2号様式。以下「決定（不交付）通知」という。）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

(助成額の変更)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者は」という。）は、助成金の交付決定後に、受講回数の変更等の事情が生じたときは、区長に対し、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更申請書を受け取ったときは、速やかにその内容を審査し、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金変更決定（不交付）通知書（第4号様式）により、決定の可否について申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求および交付)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた更正プログラムの受講を完了したときは、区長が必要と認める書類を付して品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受

講費用助成金請求書（第5号様式）により助成金の交付を請求しなければならない。

2 受講期間が複数の会計年度にわたる場合における助成金の交付の請求は、当該経費の支払が行われた日の属する会計年度において行うものとする。

3 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に対し速やかに助成金を交付しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により助成金の交付をうけたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱にもとづく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金取消通知書（第6号様式）により、交付決定者に対して通知しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金返還命令通知書（第7号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 区長およびストーカー行為等を所管する行政機関の長は、本要綱に基づく助成に係る申請書類その他の関連資料に含まれる個人情報について、関係法令を遵守し、適正に管理するものとする。（関係機関との連携）

第14条 区長は、この要綱に基づく助成を適正かつ円滑に実施するため、ストーカー行為等を所管する行政機関およびその他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

2 区長は、前項に規定する連携に当たり、ストーカー行為等を所管する行政機関およびその他の関係機関へ必要な協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか助成金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

第1号様式（第7条関係）

品川区ストーカー行為等の加害者等更正プログラム受講費用助成金申請書

年 月 日

品川区長あて

品川区ストーカー行為等の加害者等更正プログラム受講費用助成金の交付を申請します。
また、本申請の審査に当たり、住民基本台帳の確認および相談機関との情報共有に同意します。

1 申請者（受講者）

住所	〒
フリガナ 氏名	(自署)
連絡先	

2 申請者の状況（要件の該当部分に☑してください）

【加害者のみ】

ストーカー行為等の被害者が、当該ストーカー行為等を所管する行政機関に相談し、受理された事案の加害者です。

ストーカー行為等の被害者の心身の安全を確保するにあたり、加害者が更生プログラムを受講することが必要と認められました。

加害者の配偶者等の密接な関係にあり、ともに更正プログラムを受講する被害者が（いる・いない）。（「いる」の場合は以下に記入）

→一緒に受講する者（関係性： 氏名： ）

【被害者のみ】

加害者の配偶者等の密接な関係にあり、ともに更正プログラムを受講する被害者です。
（関係性： 氏名： ）

【共通事項】

他の助成金交付を受けて（いる・いない）。（該当している場合は以下に記入）

→いる場合（助成金交付団体： 、助成金名： ）

3 相談情報

相談日時	年 月 日
相談先	相談先の名称（ ） 担 当 課（ ）

※申請内容について相談先に確認させていただきます

※相談先は、ストーカー行為等を所管する行政機関をご記入ください

4 受講期間・実施団体・受講費用・受講回数

受講期間	年 月 日～ 年 月 日
実施団体	実施団体の名称（ ） 所在地（ ）
受講費用	円
受講回数	回

※注意事項※

- ・受講費用においてプログラム1回あたり助成金上限金額は1万2千円とする。
(最大10回まで)

5 添付資料

- ・受講プログラムの内容、金額および実施団体の概要等を確認することができる資料
- ※上記のほか必要な資料の提出を求める場合があります。

【ストーカー行為等を所管する行政機関の意見】

行政機関名 ()
代表者名 ()

ストーカー行為等の被害者の心身の安全を確保するにあたり、加害者が更生プログラムを受講することが必要である。

<担当者>

所 属 ()
氏 名 ()
連 絡 先 ()

第2号様式（第8条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用
助成金決定（不交付）通知書

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日付で申請のありました品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 受講者 _____
- 2 受講期間・回数
年 月 日から 年 月 日まで（ 回）
- 3 受講団体
(1)名 称 _____
(2)所在地 _____
- 4 助成金額

決定額	金 円
不交付	理由

第3号様式（第9条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成変更申請書

年 月 日

品川区長あて

年 月 日付で決定された品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金について、下記のとおり変更がありましたので申請します。

また、本申請の審査に当たり、住民基本台帳の確認および相談機関との情報共有に同意します。

1 申請者（受講者）

住 所	〒
フリガナ 氏 名	(自署)
連絡先	

2 受講期間・実施団体・受講費用・受講回数 ※変更箇所に☑をしてください

<input type="checkbox"/> 受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 実施団体	名 称 () 所 在 地 ()
<input type="checkbox"/> 受講費用	円
<input type="checkbox"/> 受講回数	回

3 添付資料

・変更後の受講期間、プログラムの内容および実施団体の概要等を確認することができる資料

※上記のほかに必要な資料の提出を求める場合があります。

(注意事項)

太枠内は必須。

変更箇所に記入してください。

【ストーカー行為等を所管する行政機関の意見】

行政機関名 ()

代表者名 ()

申請内容のとおり利用する更生プログラムの内容を変更する必要がある。

<担当者>

所 属 ()

氏 名 ()

連 絡 先 ()

第4号様式（第9条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用
助成金変更決定（不交付）通知書

年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で変更申請のありました品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受講者 _____

2 受講期間・回数
年 月 日から 年 月 日まで（ 回）

3 受講団体
(1) 名称 _____
(2) 所在地 _____

4 助成金額

決定額	金 円
不交付	理由

第5号様式（第10条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金請求書

年 月 日

品川区長あて

(請求者)

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

年 月 日付で決定のありました品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金として、下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	金融機関コード				支店コード				
(コードが不明な場合は空欄)		<input type="checkbox"/> 銀行				<input type="checkbox"/> 本店			
		<input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 支店			
		<input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 出張所			
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号							
	<input type="checkbox"/> その他 ()	(右詰め)							
※申請者ご本人名義の口座を記入してください。	フリガナ								
	口座名義								

3 添付資料

- ・受講費用の領収書
- ・振込先の金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳等の写し
※上記のほかに必要な資料の提出を求める場合があります。

第6号様式（第11条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用
助成金取消通知書

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日付で通知しました品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金の交付決定について、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成要綱第11条第 項の規定に基づき下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの範囲

2 取消の理由

3 交付決定取消額 円

第7号様式（第12条関係）

品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金
返還命令通知書

第 号
年 月 日

様

品 川 区 長

年 月 日付で通知しました品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成金の交付決定について、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成要綱第12条規定に基づき下記のとおり取り消したので通知します。

この取消しに係る部分について、品川区ストーカー等の加害者等に係る更生プログラム受講費用助成要綱第8条第1項または第9条第1項の規定に基づき既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

3 返還する金額 円

4 返還期日 年 月 日まで